

議案第12号

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月14日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
大網白里市使用料及び手数料条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3戸籍法（以下「法」という。）に基づく事務の項交付又は閲覧手数料の目を次のように改める。

交付、 発行又 は閲覧 手数料	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定により戸籍の謄本若しくは抄本を交付する場合又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定により戸籍証明書を交付する場合	1通につき	450円
	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定により戸籍に記載した事項に関する証明書を交付する場合	証明事項1件につき	350円
	法第120条の3第2項の規定により戸籍電子証明書提供用識別符号を発行する場合（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につ	400円

<p>に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>き</p>	
<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定により除かれた戸籍の謄本若しくは抄本を交付する場合又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定により除籍証明書を交付する場合</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>
<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定により除かれた</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>450円</p>

戸籍に記載した事項に関する証明書を交付する場合		
<p>法第120条の3第2項の規定により除籍電子証明書提供用識別符号を発行する場合（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円
<p>法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定により届出若しくは申請の受理の証明書を交付する場合、法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定により届書その他市長の</p>	1通につき	350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定

<p>受理した書類に記載した事項の証明書を交付する場合又は法第120条の6第1項の規定により届書等情報の内容の証明書を交付する場合</p>		<p>める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円)</p>
<p>法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定により届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する場合又は法第120条の6第1項の規定により届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する場合</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき</p>	<p>350円</p>
<p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明については、戸籍の表示（本籍及び筆頭者の氏名）及び証明の対象となる者の氏名と一証明事項を併せて証明事項1件とする。 2 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明については、実父母の氏名及び続柄又は養父母の氏名及び続柄若しくはこれらの者の生年月日については、それぞれ証明事項1件とする。 3 書類等の閲覧については、一届書とその添付書面を併せて1件とする。 		

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。